

第3章 地域医療の推進

第1 地域医療の確保

1 休日医療の確保

(1) 休日診療（昼間診療・準夜診療）

休日における急病患者的の医療を確保するため、地区医師会の協力を得て応急的な医療体制を確立し、区民の利便に供している。

月別利用状況

	実施日数	合計	取扱件数					
			昼間診療			準夜診療		
			当番医	協力医	計	当番医	協力医	計
令和元年度	76	9,989	8,651	-	8,651	1,338	-	1,338
令和2年度	72	3,242	2,814	-	2,814	428	-	428
令和3年度	72	4,464	3,937	-	3,937	527	-	527
令和4年度	72	6,057	5,330	-	5,330	727	-	727
令和5年度	73	10,119	8,751	-	8,751	1,368	-	1,368
4月	6	451	407	-	407	44	-	44
5月	7	706	601	-	601	105	-	105
6月	4	398	349	-	349	49	-	49
7月	6	704	593	-	593	111	-	111
8月	5	569	512	-	512	57	-	57
9月	6	1,027	784	-	784	243	-	243
10月	6	1,041	946	-	946	95	-	95
11月	6	781	693	-	693	88	-	88
12月	7	1,355	1,194	-	1,194	161	-	161
1月	8	1,613	1,372	-	1,372	241	-	241
2月	6	789	699	-	699	90	-	90
3月	6	685	601	-	601	84	-	84

(注) 昼間診療時間（午前9時～午後5時）1休日4施設、準夜診療時間（午後5時～午後10時）1休日2施設で、在宅輪番方式により実施している。

(2) 休日歯科応急診療

休日における急病患者的の医療を確保するため、地区歯科医師会の協力を得て応急的な医療体制を確立し、区民の利便に供している。

月別利用状況

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
実施日数	76	72	72	72	73	6	7	4	6	5	6	6	6	7	8	6	6
取扱件数	630	462	469	381	480	58	34	11	27	27	30	17	36	112	79	25	24

(注) 診療時間（午前9時～午後5時）1休日2施設で在宅輪番方式により実施している。

(3) 休日調剤薬局

休日における急病患者に対する調剤応需体制を確立することにより、区民の利便に供している。

		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
		実施日数	76	72	72	72	73	6	7	4	6	5	6	6	6	7	8	6
取扱件数	合計	8,801	3,307	4,490	5,251	8,617	433	664	337	597	494	937	612	652	1,394	1,294	656	547
	昼間	7,400	2,847	3,909	4,438	7,202	340	542	289	503	398	770	546	584	1,154	1,065	549	462
	準夜間	1,401	460	581	813	1,415	93	122	48	94	96	167	66	68	240	229	107	85

(注) 昼間開局時間（午前9時～午後5時）1休日4施設、準夜間（午後5時～午後10時）1休日2施設で、在宅輪番方式により実施している。

2 平日準夜間小児初期救急診療事業

地域による小児医療体制の充実を図り、子育て支援環境を整備するために、地区医師会及び都立大塚病院の協力を得て平日準夜間帯の小児の救急患者に対する初期救急診療所を都立大塚病院内に豊島区と共同で開設し、診療事業を実施している。

	実施日数	患者延べ数
令和元年度（10月開設）	119	271
令和2年度	242	258
令和3年度	241	342
令和4年度	242	387
令和5年度	242	475

3 地域医療相談

患者やその家族から区内の診療所等に関する相談・苦情に応じ、自ら解決するための助言等を行うことを目的として、平成20年9月に「患者の声相談窓口」を開設した。現在、平日の9時～17時の時間帯に看護師が電話相談を基本とした相談事業を行っている。

		総 数	診 療 所	歯 科 診 療 所	薬 局	施 術 所	病 院	そ の 他	な し	不 明
令和元年度		233	121	25	6	3	69	8	1	-
令和2年度		207	92	25	1	1	51	30	4	3
令和3年度		233	112	31	2	-	49	14	14	11
令和4年度		159	84	15	-	-	24	23	-	13
令和5年度		276	121	32	7	-	65	21	18	12
1 医療行為・ 医療内容	1 治療・看護の内容・技術	23	8	6	-	-	5	2	1	1
	2 医療過誤を疑うもの	10	6	1	-	-	3	-	-	-
	3 転院・退院	9	1	-	-	-	8	-	-	-
	4 医療関連法規制	10	6	-	-	-	3	1	-	-
	5 その他	7	3	1	-	-	3	-	-	-
2 コミュニケーショ ンに関する事	1 説明等に関するもの	13	5	2	-	-	5	1	-	-
	2 基本的マナーに関する事	5	5	-	-	-	-	-	-	-
	3 その他	18	4	4	-	-	8	2	-	-
3 医療機関等の 施設	1 衛生環境	1	1	-	-	-	-	-	-	-
	2 その他	10	4	2	-	-	1	3	-	-
4 医療情報等の 取扱	1 カルテの開示	7	3	3	-	-	1	-	-	-
	2 セカンドオピニオン	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	3 広告	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	4 個人情報・プライバシー	4	2	1	-	-	1	-	-	-
	5 診断書等の文章に関する事	9	4	1	-	-	3	1	-	-
	6 その他	1	1	-	-	-	-	-	-	-
5 医療機関等の紹介・案内		69	50	5	-	-	8	1	3	2
6 医療費 (診療報酬等)	1 診療報酬等	10	2	3	1	-	3	1	-	-
	2 自費診療に関する事	3	1	2	-	-	-	-	-	-
	3 その他	5	-	-	-	-	3	1	1	-
7 医療知識等を 問うもの	1 健康や病気に関する事	33	12	1	-	-	3	3	11	3
	2 薬品に関する事	6	1	-	3	-	-	-	1	1
	3 制度について尋ねるもの	7	1	-	3	-	-	-	1	2
	4 その他	3	-	-	-	-	-	3	-	-
8 そ の 他	1 主訴不明	10	-	-	-	-	6	2	-	2
	2 気持ちの受止め	3	1	-	-	-	1	-	-	1
	3 その他分類不能	-	-	-	-	-	-	-	-	-

4 災害医療の確保

大震災などの発生に備えて、日頃から災害時における医療救護体制の整備を進めている。

地区医師会等との協定締結、医療救護班の編成、避難所総合訓練における医療救護活動訓練の実施、災害医療運営連絡会の設置、トリアージ研修会の開催、災害用医療資器材や医薬品の備蓄等を行い、災害発生時に、より円滑に医療救護活動を行うことができるよう、体制整備に努めている。

医療資器材の備蓄場所	区内 33 箇所の備蓄倉庫（文京総合福祉センター等）
医薬品の備蓄場所	避難所医療救護所の備蓄倉庫（33 箇所）

5 要医療援護者の災害時の支援

在宅人工呼吸器使用者等の災害時の停電等による安全を確保するため、東京都在宅人工呼吸器使用者災害時支援指針に基づき、患者ごとに「災害時個別支援計画」を作成し、災害時の支援体制の整備に努めている。

(1) 在宅人工呼吸器使用者災害時個別支援計画の作成支援

在宅人工呼吸器使用者に対し、災害時に備え具体的な支援方法を盛り込んだ個別支援計画の作成・見直しを進め、障害特性に合わせた災害時支援体制の検討を行う。

(2) 関係者連絡会の実施

在宅人工呼吸器使用者の看護・介護等を行う関係者の連絡会を開催し、課題の共有を図る。

6 地域医療連携推進協議会

平成 21 年度から、区民に切れ目のない適切な医療を確保するため、区内医療機関の役割分担を明確にし、かかりつけ医・歯科医・薬局（薬剤師）の定着、高齢者の病院からの円滑な退院や在宅医療の推進等、地域医療の連携を強化することを目的として、区内 2 医師会・2 歯科医師会・1 薬剤師会と区内の 4 大学病院・都立病院及び保健所等による地域医療連携推進協議会を開催し、検討を行っている。

協議会では、各分野における課題の整理や協議・検討をするため、下部組織として、小児初期救急医療検討部会、高齢者・障害者口腔保健医療検討部会、在宅医療検討部会を設置している。

令和元年度には、都立大塚病院内に平日準夜間小児初期救急診療所を豊島区と共同で開設し、小児医療体制のさらなる充実を図った。

令和 2 年度には、主に書面による協議を行い、区内の医療連携推進に向けた検討を行った。また「休日診療時における二次救急患者の受け入れ」について、各二次医療機関の体制をまとめ、区内医師会・医療機関へ周知した。

令和 3 年度には、コロナ禍における各医療機関等の対応状況について情報共有を行い、今後の地域医療連携の在り方について議論した。また、「子どもの救急・急病ガイドブック」を改訂し、区立施設や医療機関にて配布を行った。

令和 4 年度には、地区三師会、区内大学病院、その他関係医療機関からなる協議会、検討部会を 5 回開催し、コロナ禍における各機関の現状や在宅医療など地域医療連携について検討した。

令和 5 年度には、「子どもの救急・急病ガイドブック」を改訂した他、「退院までの準備ガイドブック」については改訂版として「在宅医療・介護支援ガイドブック」を策定した。

第2 医事衛生

病院、診療所、歯科診療所、助産所その他の医療施設の開設、廃止等届出の受理及び許可事務、並びにこれらの施設の監視指導を行っている。さらに医師、歯科医師、その他医療従事者に関する免許事務を取り扱っている。

1 医療施設届出件数

		施設数	新規開設件数	廃止件数	変更件数等
令和元年度		1,012	100	73	261
令和2年度		1,027	95	77	214
令和3年度		1,055	116	91	228
令和4年度		1,076	110	89	269
令和5年度		1,091	134	119	301
内 訳	診療所	320	31	20	126
	有床	-	-	-	-
	無床	320	31	20	126
	歯科診療所	262	11	11	101
	有床	-	-	-	-
	無床	262	11	11	101
	助産所	20	5	3	-
	有床	1	-	-	-
	無床	19	5	3	-
	施術所	289	76	73	56
	出張施術	168	7	8	-
	歯科技工所	26	3	4	5
衛生検査所	6	1	-	13	

2 医療施設監視指導件数

	総数	診療所		歯科診療所			助産所			施術所	出張施術	歯科技工所	衛生検査所	
		有床	無床	有床	無床	有床	無床	有床	無床					
令和元年度	171	72	-	72	43	-	43	-	-	-	49	-	3	4
令和2年度	128	49	-	49	19	-	19	-	-	-	54	-	2	4
令和3年度	184	76	-	76	75	-	75	1	-	1	26	-	3	3
令和4年度	121	45	-	45	37	-	37	1	-	1	28	-	8	2
令和5年度	205	78	-	78	59	-	59	3	-	3	51	-	9	5

3 病院監視指導件数及び經由事務件数

	病院施設数	救急指定数	救急医療監視件数	放射線監視(同行)件数	經由事務件数
令和元年度	10	7	4	-	133
令和2年度	10	7	2	-	132
令和3年度	9	7	1	-	153
令和4年度	9	7	5	-	226
令和5年度	9	7	1	-	168

4 医療従事者免許申請取扱件数

	総数	医師	歯科医師	薬剤師	保健師	助産師	看護師	准看護師	臨床検査技師	診療放射線技師	理学療法士	作業療法士	視能訓練士	死体解剖	受胎調節
令和元年度	2,040	356	100	101	407	48	943	9	23	7	18	10	5	9	4
令和2年度	1,777	340	87	102	341	42	802	12	22	6	9	1	5	5	3
令和3年度	1,735	283	91	91	306	73	823	8	19	7	13	7	5	6	3
令和4年度	1,818	332	77	104	341	39	827	20	29	13	18	4	6	6	2
令和5年度	1,848	311	98	114	290	69	882	14	21	10	23	8	4	3	1

5 医師・歯科医師・薬剤師等年末届受理件数

	総数	医師	歯科医師	薬剤師	看護師等	歯科衛生士	歯科技工士
平成30年12月末日現在	14,406	4,806	1,031	1,994	6,395	114	66
令和2年12月末日現在	15,388	5,047	971	2,021	6,826	348	175
令和4年12月末日現在	11,138	1,744	868	1,244	6,789	332	161

(注) 隔年集計

第3 薬事衛生

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（以下「医薬品医療機器等法」という。）に基づく医薬品販売業の一部に対する許可事務・監視指導を平成9年4月1日から行っている。

また、平成12年4月1日からは、毒物及び劇物取締法に基づき毒物劇物販売業の登録事務・監視指導と、有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律に基づき対象家庭用品の調査指導を行っている。

さらに、平成17年4月1日からは、医薬品医療機器等法に基づく薬局、薬種商販売業、麻薬及び向精神薬取締法に基づく薬局関連の許可事務・監視指導と、医薬品医療機器等法に基づく管理医療機器販売業・貸与業、毒物及び劇物取締法に基づく業務上取扱者の届出の受理事務・監視指導を行っている。医薬品医療機器等法等に基づく広告規制のほか東京都が定める薬局等の行う医薬品の広告の適正化に関する条例に基づき、医薬品等の広告の監視指導も行っている。

なお、医薬品医療機器等法改正により平成21年6月1日から店舗販売業の業態が追加され、平成24年5月31日を以って医薬品一般販売業、薬種商販売業（旧薬種商販売業を除く）及び特例販売業（歯科・ガス性）の業態が廃止された。

平成27年4月1日からは、医薬品医療機器等法に基づく高度管理医療機器等販売業・貸与業の事務が東京都から移管されたことに伴い、許可事務・監視指導を行っている。

1 薬事衛生関係施設数及び監視指導件数

		施設数	許可・登録・届出件数		廃止件数	変更届等	監視指導	
			新規	更新				
令和元年度		3,212	174	174	174	1,511	1,001	
令和2年度		3,173	141	157	169	1,394	996	
令和3年度		3,045	189	195	310	1,530	1,223	
令和4年度		3,010	128	575	132	1,885	1,304	
令和5年度		3,014	156	296	154	1,630	1,063	
医薬品	薬局	156	12	27	8	649	120	
	薬局医薬品製造販売業	10	-	1	-	2	2	
	薬局医薬品製造業	10	-	1	-	-	2	
	麻薬小売業者	132	12	53	5	317	98	
	向精神薬取扱者	156	12	27	8	1	120	
	覚醒剤原料取扱者	156	12	27	8	21	120	
	店舗販売業	44	1	5	4	145	29	
	薬種商販売業	-	-	-	-	-	-	
高度管理医療機器等	販売業	567	35	65	41	244	194	
	貸与業	515	30	62	39	212	169	
管理医療機器	販売業	676	29	-	24	14	61	
	貸与業	240	6	-	4	2	79	
毒物劇物	一般販売業	213	7	28	13	21	63	
	農薬用品目販売業	1	-	-	-	2	1	
	特定品目販売業	1	-	-	-	-	-	
	業務上取扱者	電気めっき業	4	-	-	-	-	3
		その他把握	133	-	-	-	-	-
家庭用品取扱業							2	

2 医薬品・医療機器等一斉監視指導

医薬品医療機器等法に基づき、医薬品、医薬部外品、化粧品及び医療機器等の品質、有効性及び安全性を確保することを目的として、薬局、医薬品販売業者及び医療機器販売業者等に対して一斉立入検査を行うとともに、医薬品等を収去して試験検査を実施している。

(1) 医薬品等一斉監視指導

	監指件数	適	不適
令和元年度	65	58	7
令和2年度	77	75	2
令和3年度	87	82	5
令和4年度	78	68	10
令和5年度	86	84	2
薬局	64	63	1
店舗販売業	22	21	1
薬種商販売業	-	-	-

(不適理由) 管理帳簿の未整備、掲示物の内容及び設置場所が不適切等

(2) 医薬品等収去検査結果

	検体件数	適	不適	検査項目数
令和元年度	5	5	-	69
令和2年度	5	5	-	62
令和3年度	5	5	-	48
令和4年度	5	5	-	73
令和5年度	5	5	-	55
医薬品	3	3	-	41
医薬部外品	1	1	-	4
化粧品	1	1	-	10
医療機器	-	-	-	-

依頼検査機関：東京都健康安全研究センター

(3) 医療機器等一斉監視指導

	監指件数	適	不適
令和元年度	112	109	7
令和2年度	74	72	2
令和3年度	82	78	4
令和4年度	155	145	10
令和5年度	100	93	7

(不適理由) 販売管理体制の不備、管理帳簿の未整備、変更届の未提出等

3 薬事講習会

薬局及び医薬品販売業施設を対象に施設管理の徹底及び薬事衛生の知識の普及を図るために、薬事講習会を平成9年度から毎年実施している。

令和5年度は、文京区、新宿区、北区、中野区、杉並区、豊島区、板橋区、練馬区の8区共同で薬局管理者等を対象にオンデマンド形式によるweb講習会を実施した。それに伴い、講習会資料を対象の155施設に送付した。また、店舗販売業向けのテキストを作成し、対象の46施設に送付した。

4 毒物及び劇物一斉監視指導

毒物及び劇物取締法に基づき、毒物及び劇物による保健衛生上の危害防止を目的として、無機シアン化合物やトルエン等を取扱う毒物劇物販売業者及び電気めっき業者等に対して一斉立

入検査を実施し、毒物及び劇物の適正な保管管理、譲渡手続き等の重点監視指導を行っている。
 なお、電気めっき業施設のシアン排水検査も行っている。

(1) 毒物劇物販売業一斉監視指導

	監視件数	適	不適
令和元年度	17	16	1
令和2年度	9	8	1
令和3年度	11	10	1
令和4年度	16	16	-
令和5年度	22	21	1
無機シアン化合物・トルエン一斉	13	13	-
農薬一斉	9	8	1

(不適理由) 譲渡手の不備

(2) 電気めっき業一斉監視指導

	監視件数	適	不適
令和元年度	4	4	-
令和2年度	4	4	-
令和3年度	4	4	-
令和4年度	4	4	-
令和5年度	3	3	-

シアン排水検査件数	適	不適
2	2	-
2	2	-
2	2	-
2	2	-
2	2	-

5 有害物質を含有する家庭用品の試買調査

有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律に基づき、日常生活で使用する家庭用品に含まれる有害物質によって健康被害が発生することを防止する目的で、規制対象家庭用品の販売店に対し指導を行うとともに、規制対象家庭用品を試買して試験検査を行っている。

			検査件数	適	不適
令和元年度			47	47	-
令和2年度			47	47	-
令和3年度			29	29	-
令和4年度			47	47	-
令和5年度			47	47	-
検査項目	用途	検査対象品目			
ホルムアルデヒド	樹脂加工剤	繊維製品(衣類・下着等)	30	30	-
塩化水素・硫酸	酸性洗浄剤	住宅用洗浄剤 家庭用洗浄剤	1	1	-
水酸化ナトリウム・ 水酸化カリウム	アルカリ性洗浄剤		1	1	-
家庭用洗浄剤容器試験	酸性・アルカリ性洗浄剤		6	6	-
ディルドリン	防虫加工剤	繊維製品(寝衣・寝具等)	3	3	-
T・D・B・P・P	防炎加工剤		3	3	-
B・D・B・P・P化合物			3	3	-

依頼検査機関：保健サービスセンター本郷支所、一般社団法人東京都食品衛生協会東京食品技術研究所